

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政令事項説明資料
〈郵政民営化法第8章第3節、第9章第3節関係〉

平成19年6月8日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

郵政民営化法施行令の改正

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る郵政民営化法と他の法律との適用関係の調整等

- 1
 - ・ 民営化当初の金融二社の業務の範囲については、郵政民営化法により制限されており、その具体的な内容に関しては、現在の日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、関係政省令により規定されている。
 - ・ このうち、「銀行（保険会社）は、他の法律の規定にかかわらず業務を営むことができる」旨の規定がある法律に対して、郵政民営化法による業務範囲制限が優先して適用されるよう、郵政民営化法において、その適用関係を調整することとしている。（郵政民営化法第124条、第152条）
 - ・ このため、当該適用関係の調整対象となる法律の規定について、郵政民営化法第124条第2項及び第152条第2項において、政令で定めることとされていることから、今般、対象となる法律の規定（銀行37条項・保険会社38条項）を指定するため、郵政民営化法施行令を改正する必要がある。
- 2 なお、当該規定の追加等に伴って、条番号等に変更が生じることとなるため、これを引用する当該政令中の他の規定についても、併せて改正する必要がある。

（参考）当該政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。（郵政民営化法第123条、第151条）

対象となる法律の規定	読み替え規定
1 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 2 農業災害補償法第14条第9第3項 3 貿易保険法第15条第2項 4 産業労働者住宅資金通法第10条第6項 5 中小企業金融公庫法第20条第3項 6 国民年金法第128条第6項(*) 7 中小企業退職金共済法第72条第2項 8 清酒製造業等の安定に関する特別措置法第5条第2項 9 勤労者財産形成促進法第12条第2項 10 農水産業協同組合貯金保険法第35条第2項 11 沿岸漁業改善資金助成法第13条第2項 12 農業経営基盤強化促進法第11条の4第2項 13 食品流通構造改善促進法第13条第2項 14 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第18条第2項 15 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第10条第2項 16 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第17条第1項 17 建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条第2項 18 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第19条第2項 19 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第34条第2項 20 スポーツ振興投票の実施等に関する法律第18条第2項(*) 21/22 独立行政法人情報通信研究機構法第15条第2項及び附則第10条第3項 23 高齢者の居住の安定確保に関する法律第81条第2項 24 確定拠出年金法第61条第2項 25 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第25条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第2項の規定により読み替えられた同法附則第2条第1項第1号に規定する廃止前農林共済法第70条第2項 26 独立行政法人農業者年金基金法第10条第2項 27 独立行政法人農林漁業信用基金法第14条第3項 28 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条第2項 29 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第17条第3項 30 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第6条第3項 31 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第12条第2項 32 独立行政法人福祉医療機構法第14条第2項 33 独立行政法人雇用・能力開発機構法第12条第2項 34 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第4条第2項 35 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第14条第2項 36/37 独立行政法人住宅金融支援機構法第16条第2項(同法附則第7条第6項において読み替えて適用する場合を含む。) 38/39 国民生活金融公庫法第18条の2第3項(同法附則第24項後段において準用する場合を含む。)(**) 40 確定拠出年金法第88条第2項(**)	「他の法律」とあるのは、 「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」 とする。

(*) を付した法律の規定については、郵便貯金銀行のみについて、読み替えを措置するもの。

(**) を付した法律の規定については、郵便保険会社のみについて、読み替えを措置するもの。

参 考

「銀行（保険会社）は『他の法律の規定にかかわらず』業務を営むことができる」旨の規定がある法律の例

1 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）

（傍線の部分は読み替え部分）

読み替え後	読み替え前
（兼営の認可） 第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、<u>他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）</u>の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。 一～七 （略） 2・3 （略）	（兼営の認可） 第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、<u>他の法律の規定にかかわらず</u>、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。 一～七 （略） 2・3 （略）

2 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）

（傍線の部分は読み替え部分）

読み替え後	読み替え前
百四十二条の九 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、前条の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。 ② （略） ③ 第一項に規定する者は、<u>他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）</u>の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 ④ （略）	百四十二条の九 （同左） ② （略） ③ 第一項に規定する者は、<u>他の法律の規定にかかわらず</u>、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 ④ （略）

(参照条文)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

(業務の制限)

第一百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～四 (略)

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律（銀行法及び金融商品取引法を除く。）の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務（政令で定めるものを除く。）

六 (略)

2～6 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第二百三十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 第一百七十七条第一号、同号イ、第一百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 (略)

(当せん金付証票法等の適用関係)

第二百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

一 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第二項

二 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条の二第三項（同法附則第二十四項後段において準用する場合を含む。）

三 預金保険法第三十五条第二項

四 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第二項

五 保険業法第二百七十五条第二項

六 確定拠出年金法第八十八条第二項

2 前項に規定するもののほか、郵便貯金銀行についての銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

(保険金額等の限度額)

第三百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

一 保険業法第三条第四項第一号 に掲げる保険（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額

ロ (略)

二 (略)

三 保険業法第三条第四項第一号 に掲げる保険（被保険者の生存に関し年金を支払うことを約したものとして政令で定めるものに限る。第二百五十八条第一項第三号ロにおいて同じ。）の保険契約 に係る年金の年額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額

ロ (略)

四 政令で定める保険業法第三条第四項第二号 に掲げる保険の区分（以下この号において「保険区分」という。）ごとの保険契約に係る保険金額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して保険区分ごとに政令で定める額

ロ (略)

(業務の制限)

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項 において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類に引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受け なければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

2 (略)

3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4・5 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 (略)

(当せん金付証票法 等の適用関係)

第百五十二条 郵便保険会社についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

一 当せん金付証票法第六条第二項

二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百二十八条第六項

三 沖縄振興開発金融公庫法第二十条第二項

四 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十八条第二項

2 前項に規定するもののほか、郵便保険会社についての保険会社が営むことができる業務に関する確定拠出年金法第六十一条第二項及び第八十八条第二項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。